

# 『後発医薬品使用体制加算・一般名処方』について 患者さんへのお願い

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、処方変更など治療計画等を見直し、適切に治療継続できる体制を有しています。なお、供給状況により投与する薬剤を変更する可能性がございます。変更が必要な場合は、入院患者さんへご説明いたします。

院外処方せんを交付する際、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。

令和6年10月から患者さんの希望により長期収載品（※2）を選択された場合には、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。選定療養費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ただし、医療上の必要性があると認められる場合や後発医薬品を提供することが困難な場合は保険給付の対象となります。

※2長期収載品とは、後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものです。

後発医薬品への変更や一般名処方について、ご不明な点がございましたら

当院職員までご相談下さい。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

令和6年6月